



# 国際ロータリー 2019-2020 年度 前橋北ロータリークラブ会報



2020年 6月8日 第1680回

会長 湯澤晃 幹事 廣木晴久

会場監督

◇点鐘 会長  
◇歌 それでこそロータリー

出席者 52 名  
出席率 83.87 %

## ◇ニコニコBOX

五十嵐俊弥会員…誕生日祝ありがとうございます。  
86才になりました。頭はまだ元気です。  
設楽守廣会員…誕生日祝ありがとうございます。  
65才になりました。またマスクの御下命に感謝申し上げます。現在顔認証付きの検温器を始め防護服とのご案内もさせていただいております。  
廣山武雄会員…湯澤年度は中途半端な年度でしたがご苦労様でした。残りをしっかりしめてください。

小野靖浩会員…誕生日祝ありがとうございます。  
角張智之会員…結婚祝ありがとうございます。  
佐藤 敬会員…誕生日祝ありがとうございます。  
また、例会再開を祝して

## ◇幹事報告 廣木幹事

本日の例会も時間短縮例会です。

## ◇次年度報告 相原次年度副幹事

例会終了後の合同家庭集会の会議。  
夜は懇親会があります

## ◇委員会報告 親睦委員会 山田委員長 塚越会員

## ◇会長の時間 「時効」

会長の時間もあと2,3回なので皆さんにお役に立つようなお話をさせていただきます。

6月1日にあったニュースで、長野県の藤井町の住民の男性82歳に水道料金の徴収の時効を超える14年前からの滞納水道料金と延滞料金合計607万円の支払いを求めて提訴し、その主張を認める判決が確定しました。

本来であれば水道料金の時効は2年。時効の成立には債務者側、つまりこの住民の82歳男性の方が主張する必要があったという記事です。この記事は町の対応を批判するような記事になっております。

「そもそも時効というのは、いったい何なのか？」

ある一定の期間が経過し法律的に何らかの効果が生じるというのが時効です。

そういう制度がなぜあるかということ、専門的な話になりますが、

1つ目の理由は社会秩序や法律関係の安定の為に、そういう事実状態を尊重すべき。

2つ目の理由、過去の事実の立証の困難を救う。

3つ目の理由、権利の上に眠るものは保護に値しない。権利の持ちあぐらをかいている

そんな人を救う必要はないという事で時効制度があります。民事上の時効は2種類ありまして「取得時効」「消滅時効」というのがあります。

取得時効というのは一定期間、他人の物を占有した場合には、その所有権を取得するという事です。例えば私の隣の廣木幹事のペンを私が間違えて持ち帰り、そして一定期間自分の物だと勘違いして占有し続けると私の物になってしまうという制度です。

それからもう1つ消滅時効というのがあります。これは一定期間が経過すると権利が消滅してしまうというものです。

皆さん仕事上で色々な取引をして色々な権利を商売上、取得されていると思います。そこで注意して頂きたいのはやっぱり消滅時効です。

まず前提でお話すると、一般的な債権、これは権利を行使しうる時から10年間何もしないでいると消えてしまいます。これが大原則になりますが色々な特殊債権についてはそれぞれ規定があります。

商法上の債権、商事上の債権、商売上の債権は5年間・診療報酬や薬剤報酬などは3年  
建築や建設系の工事に関する債権が工事終了の時から3年・弁護士、弁護士報酬は事件終了後から2年。  
物を売ったり買ったりする場合には、その売買代金は2年・その他工事を除く請負代金だとか委任報酬  
などは1年～2年・学校などの学費は2年・運賃は1年・宿泊料は1年・労働基準法上、給料債権は2年  
宿泊料は1年。

というような感じで細かく規定されています。

後、不法行為でいうと、例えば人に怪我をさせた、交通事故で怪我をさせたような刑事罰が科すような損害および加害行為を知った時から3年、もしくは不法行為から20年。それから裁判の判決で確定した権利については確定した日から10年、という風になっております。

今、あえて細かい話をいたしました。これが今までの規定でしたが4月をもって民法大改正され、単純化しております。

今年の4月から、債権一般については権利を行使できることを知った時から5年、先程大原則で10年っていう話をしましたが10年から5年に縮まりました。それから、権利を行使しうる時から10年。ここは変わってないです。通常だと5年に短くなったという風に理解して下さい。そして、先ほど例えでお話をしました診療報酬や弁護士報酬などは、基本的には5年になったという風に理解して頂ければと思います。変わってないって意味では不法行為や判決で確定した債権などは変わっておりません。皆さんに関係するところという給料債権。従業員に払う給料については、実は改正の過程です。民法と同じ5年に統一しようと思いましたが、やっぱり経団連から反対が起き現時点では、2年が3年に伸びました。おそらく近い将来何年後かには5年になるだろうという風に言われております。

時効というのは、先程申し上げた通り一定期間経過した場合に効果が生じ、時効はずっとそのまま時間が経ったらもうアウトなのか・・・という債権者側、つまり請求する側から止める事ができます。止めるというのは中断言います。例えば5年だったらその内の3年の所で停止するイメージがあると思います。実はそうではなくて中断というのは5年の内3年経ったところで中断したら、針が0に戻ります。つまりそこからまた5年という事になります。これを中断といいます。その中断をするにはどうしたらいいか？

民法の改正前には大きくいうと請求・差押え・承認とこの3つが時効中断をする理由となっております。よく相談にいらっしゃる方で請求書をたくさん持ってきて相手が払ってくれないと、1年に1回とか半年に1回請求書を送っているという事で相談に来られる方がいらっしゃいます。

確かに多分半年とか1年1回請求書を送っているんだと思うんですが、先程申し上げたように中断をする為の請求は請求書を送っただけではダメなんです。請求書を送って、6か月以内に裁判を起こさないと正式に中断にはならない。今言った請求書を送るというのは、法律上は何と記載されているかといいますと催告と分類されております。

これは法律を見た時に混乱しやすく理解しづらく皆さんも「請求書を送ったので民法上、請求にあたるじゃないか」と思われるかもしれませんが、実はそうではないという注意が必要です。

差押えは裁判所で差押えの手続きをします。では、承認とはいったい何なのか？要するに債務者側が払わなければならない側で認める行為の事をいいます。例えば、「ああ、確かに俺返さなきゃなんないよね」とか、そういう発言も承認になります。

代表的なものが例えば全額払わなくても1部でも払った場合には承認になります。つまり、時効を中断したいのであれば、相手から1部でも返済を支払ってもらえれば時効の針が0になります。皆さんちょっと頭の中に置いて頂ければと思います。この点について民法の改正がありますが実質的にはあまり変わっておりません。

それからその次に援用という言葉があります。これは、どうゆう意味かという先程申し上げた一定の期間経過すれば法律上の効果が生じ時効だと認めるかというそうではありません。要するに時効利益を受ける人が時効を主張する事によって債権が消えるとか、権利を取得するか、そういう時効の利益を受ける側の立場の方から援用といい、時効の利益を私は受けますという意思表示が必要になります。つまり期間の経過だけではなく時効を主張しますと言って初めて時効になるという事になります。

最初の説明の記事に戻りますが、この事件はどうゆう意味かと言うと町が82歳の住民に対して長年に渡って滞納してた水道料金を請求する裁判を起こした訳です。

もし、この82歳の男性が裁判の中で「いや、古いものはもう時効にかかっているんだ」と主張をすれば、実はこんな金額認められず終わっていたという事です。それなので新聞記事ではなぜ町が時効の事を教えなかったんだと批判をされているわけです。よくよく考えると権利を失う側が「あんた時効を主張した方がいいよ」というのもちょっとおかしい話で微妙な事件と私は思っております。そもそも10何年間も放置してたのは問題で、元々町の財産を安易に相手にアドバイスして失わせる事も、担当者としては出来なかったのかなと想像されます。

最後に刑事事件（犯罪の方）の時効についてお話をさせていただきます。刑事訴訟法の250条には犯罪の場合には何年っていうのが書いてあります。要するに、犯罪行為が終わってから一定期間を経過すると、裁判が出来ず検察は起訴出来なくなるという事です。

平成22年にこれも改正され1部の犯罪、例えば殺人罪の時効は撤廃され永遠に起訴が出来ることになりました。それ以外の犯罪はまだ時効は残っています。重大犯罪なので時効がなくなるのは被害者にとっても、社会にとっても良い事だと思われませんが、私が20年弱弁護士してて、ほとんど無罪判決はないのですが極1部にあります。

私が経験した事件で、逮捕の数か月前に友人と一緒に事務所に侵入窃盗をし突然逮捕される案件でした。その方の所へ面会に行き裁判の準備をしていたら「俺はやってない」と言われました。「俺はやってない、そんな奴と」って。よく話を聞くとその日は自宅に居てその時間帯にこうゆうTVを観ていたという話でした。県立図書館には過去の新聞が置いてあますので私はその図書館に行き新聞を確認したら本人の言う通りその時間帯にその番組がやっていました。それを裁判所に証拠として提出しました。結果、アリバイが認められ無罪になりました。

私は何を言いたいかというと、たまたま数か月前のTVの話で県立図書館に行き資料が残っていた訳です。では50年前の殺人事件でアリバイを主張してそういう新聞記事が手に入るかというところちょっと難しいかなと思います。そういう意味でいうとその先程最初に説明させてもらった通り過去の事実、実証の困難を救うというのはやはり、一定の合理性があるのかなと思います。もし、その新聞記事がなければ、あの番組表がなければ私の依頼者は今頃刑務所に入ってたかもしれないという事です。色々な新聞記事、ある一定の方向性の論表をされていますが、反対の立場からすると困難だったというのが実務上は結構あります。皆さんもそんな事を深く考えながら新聞記事等見て頂ければと思います。